

中国における企業破産および更生の新たな進展

(2018.9-2019.9)

王衛国¹

2019年は、中国企業破産法が施行してからの12年目である。本報告の対象期間中、中国は供給側の構造改革を全面的に深化しており、市場化しかつ法治化した市場退出仕組みを維持している。2017年から2018年にかけて、国内の倒産事件件数は大幅に増加した。2018年末までに、国内裁判所は、18,823件の特別清算と倒産事件を受理し、前年比97.3%伸びたに加えて、11,669件を新規に終結し、前年比86.5%伸びた。その間、中国の更生手続について際立ったかつ特徴を備えた典型事例は多く現れ、各地の法院の倒産裁判の能力の成長自体も一つのハイライトと言える。世界銀行が発行した「2019年版世界ビジネス環境報告書」によると、中国のビジネス環境の総合評価は、190カ国・地域のうち46位となり、昨年度と比べて32位にランク上昇した。しかし、この報告書によると、中国が「倒産手続」との指標について5位に順位下がった、世界ランキングでは61位となる。このことは、経済および社会の急速な発展と国際情勢の大きな変化に伴い、中国の倒産法その他の市場退出仕組みはさらなる改革を必要とし、中国の司法もよりよく企業の倒産事件に対応できるようにその能力を改善すべきであることを示している。

以下、本報告は、対象期間中の破産と更生の分野における中国の新たな進展を5つの側面から紹介する。

¹ 東アジア倒産再建協会(中国側)理事長、中国銀行法学研究会会長、中国政法大学教授。翻訳：覃佳頤(QIN Jiadi) (京都大学大学院博士課程在籍)。

一、新しい立法改革が幕を開ける

本報告の対象期間中、将来の倒産法分野の改革に影響を与える重要な出来事が2つ起こっている。1つ目は、企業破産法の改正が立法計画に盛り込まれたことである。2つ目は、中央政府の13カ部門が共同で「加快完善市场主体退出制度改革方案（和訳：市場退出仕組みの整備を加速する改革案〔訳者注、以下同じ〕）」を公表したことである。

1、企業破産法の改正が立法計画に盛り込まれたこと

2018年9月に公表された「第十三届全国人大常委会立法规划（和訳：第十三届全国人民代表大会常务委員会の立法計画）」において、2012年に改正された企業破産法の改正が法改正計画に正式に盛り込まれた。作業計画によると、2019年6月をはじめ、最高人民法院と中国人民銀行、国資委（国有資産監督管理委員会、以下同じ〔訳者注〕）、人社部（人力資源と社会保障部）その他の中央政府の部門が起草作業を取り締め、困難で重要な問題を研究・整理し、各方面の意見を聞き取った上に正式な草案を作成することとされる。

2、「市場主体退出制度改革方案」の公表

2019年6月に、国家発改委（すなわち、中国国家發展改革委員会である。または、単に発改委と呼ぶこともある〔訳者注〕）と最高人民法院を含む13の中央部門が「加快完善市场主体退出制度改革方案」を共同で発行した。それによって中国の市場退出仕組み改革の指針となるイデオロギー、基本原則、および包括的な目標が明確にされ、各種の退出仕組みを整備する任務と関連する権利保護メカニズムと支援政策が提出された。このことは、市場関係者による適者生存を促進し、経済が高品質的に発展することを促進し、現代の市場経済体制を構築するには非常に重要である。「方案」は、一連の新課題を提出した。たとえば、市場退出仕組みが主体面に全面的にカバーすること、プレ・パッケージおよび裁判外の再編手続に関する制度の樹立、更生手続の規律の細分化、個人倒産制度の樹立、金融機関の市場退出仕組みの健全化、簡易倒産手続、関連会社倒産手続および国際倒産手続の立法、管財人制度および管理モデルの最適化、司法と行政の協力メカニズムの常態化、管財人制度を改革するな

ど、が挙げられた。これらをもって、新たな倒産法改革に目標のガイダンスと政策基盤が提供されたと言える。

二、司法解釈についての新たな成果

本報告対象期間中、最高人民法院は企業破産法の適用に関する疑問難問を積極的に検討した上、企業破産法の司法解釈を制定しており、主に次の2つの成果をあげた。同司法解釈は、倒産裁判の質を上げることに資する。

1、企業破産法司法解釈（三）

2019年3月に、最高人民法院は、「關於適用『中華人民共和國企業破産法』若干問題的規定（三）（和訳：中華人民共和國企業破産法の適用に関するいくつかの問題に関する規定（三））」を公表した。この司法解釈は、実体法面と手続法面から、倒産手続における債権者その他の利害関係者の権利の行使および救済、と、債務者財産と継続営業権に対する保護に関する規定を細分化することを通じて、債務者会社に事業を継続させ、債務者財産を維持・増殖することを促進する措置を明確し、適法な財産権を保護し、金融リスクを防止し、そしてビジネス環境を改善する立法政策を体現するものである。同司法解釈は、実務上の経験と世界銀行によるビジネス環境評価システムの関連基準に照らして、人民法院が企業倒産事件を処理する関係上の債権者による権利行使に関する関連法規の適用に関する問題を巡って規律を定めている。具体的には、倒産事件を受理する前に行なった特別清算の費用、執行手続費用にかかる債権の順位、事業継続のための融資にかかる債権が無担保債権より優先して弁済を受けられること、滞納金、遅延利息の額が倒産債権額に計上しないこと、債権届出を確保する規定、架空の倒産債権を記載する文書に対する処理の規律、倒産債権の認否書への異議の処理に関する規律、個別の債権者の閲覧権および秘密保持義務、債権者集会に出席しない債権者の投票する規律、権利変更を受けない債権者が更生計画案への投票に参加しない規律、債権者集会の決議を取り消せる範囲を限定する規律、債権者委員会の職権範囲および議事規則、管財人が重大な財産について処分権を行使する際の規律、等が挙げられる。

2、全国法院民商事審判工作紀要

2019年7月に、最高人民法院はハルビンにおいて全国民商事審判工作會議を開けた。會議後、「全国法院民商事審判工作會議紀要（徵求意見稿）（和訳：裁判所民事商事事件裁判仕事全国大会の議事録要旨（意見募集試案）」が公表された。かかる「紀要」は、審判実務に現れた問題に対して解決案を提出し、裁判官の具体問題への法適用に参考を提供することに目的がある。「紀要」が12の部分に分けられており、倒産事件の裁判に関わる部分が主に以下の問題を言及する。すなわち、倒産事件の受理、受理後の財産保全の解除および訴訟手続の処理、更生手続におけるDIPの要件、担保権の実行、裁判外手続における再編合意の効力と管財人の報酬の分割払い、更生手続・破産手続あるいは特別清算・破産清算手続の移行、倒産財産の処分、責任財産のない（原文：清算できない）事件の処理、がある。その他、会社、契約、担保、証券、営業信託、財産保険、手形等に関する裁判基準があり、それらが倒産事件の裁判においても適用されうる。「紀要」の公表によって、民商事裁判の分野において、国内裁判所の判断を統一し、裁判官の自由裁量権を抑制し、司法の信頼性を向上させ、当事者、法律実務家および社会の期待可能性を安定させる上で積極的な役割を果たすだろう。

三、倒産裁判能力の向上

本報告対象期間中、全国各地の裁判所は、倒産裁判能力の向上において先駆的に取り組んでおり、特に倒産裁判機関の組織化とIT化において顕著な実績をあげていた。

1、倒産裁判機関の組織化

2016年に最高人民法院が中級人民法院で清算・倒産審判廷の業務の展開を手配して以来、2018年末までに全国各地では清算・倒産審判廷を98つに設立した。さらに、倒産裁判をより集中的かつ専門的に行い、倒産裁判のメカニズムを革新し、市場主体への救済仕組みおよびその市場退出仕組みを整備し、ビジネス環境を改善するために、2019年初頭に、最高人民裁判所の指示に従って、倒産専門裁判所が深セン、北京、上海に設立された。同年の6月、最高人民法院の審判委員会の専務委員たる劉貴祥氏は、専門化を強化し続け、条件を

備えた地方裁判所に倒産裁判廷を設置するよう提唱し、倒産裁判の展開のために人材的および組織的保障を提供する旨の意見を公に表明した。

2019年2月28日に、最高人民法院は、「關於特別清算与破産案件单独績効考核的通知（和訳：特別清算および倒産事件について単独に業績評価を行うことに関する通知）」を発令した。主に、業績評価の対象となる事件の範囲、業績評価の方法、業績評価が依拠するデータソース、専門化と監督検査を強化することを内容としており、倒産裁判の専門化に人事管理上の保障を提供するものである。

2、IT技術の応用

現在、倒産裁判において、全国各地の裁判所は「全国企業破産更生案件信息网（和訳：全国企業破産更生事件情報ネットワーク）」（<http://pccz.court.gov.cn/pcajxxw/index/xxwsy>）というオープンプラットフォームにおいて債権者集会を招集している。もって、遠隔地にいる債権者、また時間の都合により現場に行けなかった債権者が、債権者集会の生放送を見たりオンライン投票に参加したりした機会を保障し、集会招集のコストと債権者の手続参加費用を軽減し、倒産事件の円滑な処理を促進する。

また現在、一部の地方人民法院は、5Gテクノロジーを使用して、多機能の倒産裁判情報プラットフォームを開発している。ここ例として、5G知恵裁判所を構築している広州中級人民法院を取り上げる。同法院が開発した5Gオンライン倒産管理システムは、2019年6月に試験運用された。システムには、次の3つの主要な機能がある。（1）「裁判官セクション」には、破産資金の監査（倒産資金照会、審査認可、監査、早期警告）、事件進捗状況への監督（オンラインフィードバック、指導、審査認可、事件進捗状況への全体的把握）と、統計および評価（事件の統計および評価、管財人への評価）がある。事件進行状況に対する監督を例とすれば、システムにおいては、受理日、閲覧、公告、判子の管理、財産と書類の接收、訴訟事件、債権届出および調査、資産調査、債権者集会の招集、倒産財産の換価、倒産手続終結などの手続進行情報の小見出しが表示される。（2）「管財人セクション」には、倒産手続コスト管理（オンライン債権届出・債権調査・配当、電話会議、コスト軽減）、

倒産資金管理（ユーザー・アカウント、資産換価、配当、監督）および事件進捗状況（オンライン交渉・指示請求・報告、進捗状況の可視化）との機能がある。その他、知能 CA（1 人の管財人が複数の事件を管理し、複数のアカウントを持つ）、スマートアカウント、ブロックチェーン（投票の真実性を認証する）、インテリジェントアシスタント（投票の自動集計および弁済率の自動計算）などの技術も運用される。（3）「債権者セクション」には、債権届出照会（オンライン債権届出、事件情報開示）、出席・投票（電話会議の参加、オンライン投票）と評価監督（手続終了前のフィードバックおよびアドバイス、手続終了後の管財人への評価）がある。

中国においては、債務者財産のネットオークションが広く採用されている。温州中級人民法院が 2015 年に「关于通過網絡司法拍賣平台處置企業破産財産的會議紀要（和訳：インターネット司法競売プラットフォームを介した企業倒産財産の処分に関する會議決定要旨）」を公表して以来、四川省、湖南省、江西省、深セン市その他の地方裁判所は、倒産債務者財産をネットオークションによって換価する規則を検討しそして策定しはじめた。2019 年 5 月 15 日に、北京高等人民法院は、高等人民法院の中の最初の規定として「关于破産程序中財産網絡拍賣的实施办法（試行）（和訳：倒産手続における債務者財産のネット競売の実施に関する規定（試行）」）を発行した。同办法によって、財産の売り手としての管財人の主要な役割を強調した一方、裁判所は、競売のために公告を予定した情報に対してもはや事前審査をしないし、必要な限りで監督と協力を提供するにとどめる。そして、債権者集会による意思決定との役割を完全に果たし、倒産ネット競売が買受可能価額、保証金、落札数、および価額引下げ幅の決定などの点においては、より柔軟で便利であり、その結果、企業の倒産コストを削減し、債権者に対する弁済率を引き上げることができる。

3、地方における管財人協会の成立

人民法院と地方政府の支持を受けて、各地で管財人協会の設立を積極的に促進し、管財人の業界における自己管理とサービス品質を規律しそして向上する。本報告対象期間中、河北省、吉林省、重慶市、江西省および浙江省では相次いで省レベルの倒産管財人協会が成立し、全国で市レベルの管財人協会の

数は40近くに達した。管財人協会の設立は、管財人業界に対する規制を強化し、かつ標準化し、統一した業務ガイドラインと業界の規律および規範を健全・整備する。そして、政府、人民法院、倒産会社、倒産管財人との意見交換プラットフォームを設け、業界の健全で迅速な発展を促進する。そのほか、資産のない、従業員のないそして事業所のないと呼ばれた「三無企業」の倒産事件について、管財人の倒産費用に対する包括的な保障メカニズムを確立し、管財人の持続可能な業務遂行を支える。債務者財産のない倒産事件その他の事件の手続遂行と管財人の報酬を確保するため、深セン、無錫、広州、温州、南京等の地方では、手続費用保障メカニズムが確立された。地元の倒産管財人協会の活発な発展は、全国統一した破産管理者協会を設立するために良い基盤を築いた。

4、地方法院制定破産审判工作规范

裁判官の倒産事件処理能力、また倒産裁判の質をさらに高めるために、地方人民法院はそれぞれ地元の実情に合わせて倒産裁判業務の規定を定めている。たとえば、上海高等人民法院は、2018年8月に「上海市高级人民法院破産審判工作規範指引（試行）（和訳：上海高等人民法院による倒産裁判業務の標準化に関するガイドライン（試行）」を公表した。深セン中級人民法院における倒産法廷は、2019年4月に、全国初めてのもっぱら更生事件に対応する業務規定を公表した。すなわち、「深圳市中級人民法院審理企業更生案件的工作指引（和訳：深セン中級人民法院による会社更生事件の裁判業務に関するガイドライン）」である。

強制執行手続と個人債務整理手続の間に移行仕組みを確立し、ビジネス環境をさらに最適化し、社会的および経済的活力を解放するために、浙江省台州市中級人民法院は2019年5月に「執行情序転個人債務清理程序審理規程（暫定）（和訳：強制執行手続から個人債務整理手続への移行に関する裁判業務の規程（暫定）」を公表した。もって、個人債務整理手続における適用要件を明確にし、執行手続からの移行手続を創設し、管財人の債務整理職務を標準化し、債務整理方法を標準化し、債務者による宣誓および行為保全制度を確立した。これは、全国最初のもっぱら個人債務整理のための業務規程である。

四、政府各部門による積極的な協力

近年、中国は、供給側の構造改革の推進、企業の困難の処理、金融リスクの防止、およびビジネス環境の改善において、政府部門と司法機関とが協力し合い共同で取り組む局面に入った。本報告対象期間中、中央政府の関連部門は、倒産法の実施に関していくつかの部門規定および地方法規を制定した。

2018年11月、発改委、財政部等11の部門が共同で「關於進一步做好“僵尸企業”及去產能企業債務處置工作的通知（和訳：「ゾンビ企業」企業および過剰な供給を削減する際の企業債務処理をよりよくするための通知）」を頒布し、政府と人民法院との協調仕組みの確立と企業の信用回復メカニズムの改善を明確に提案した。更生計画の実行期間中に、債務者企業は、国内信用情報共有プラットフォーム、全国企業信用情報公開システム、および金融信用情報基本データベースにおいて、重要情報のところに関連情報を追加するよう申請し、当該企業の最近の生産経営状況を適時に反映することができることになった。そして、更生計画の実行完了後、企業は再建の完成に関する情報を更新するよう申請して企業の再建状況を示すことができる。

2018年11月、中国人民銀行、中国銀行保險監督管理委員会和中国証券監督管理委員会聯合发布《关于完善系統重要性金融機構監管的指導意見》，強調建立系統重要性金融機構特別處置機制，推動恢復和處置計劃的制定，開展可處置性評估，確保系統重要性金融機構發生重大風險時，能夠得到安全、快速、有效處置，保障其關鍵業務和服務不中斷，同時防范“大而不能倒”風險。2018年11月に、中国人民銀行、中国銀行・保險監督管理委員会、および中国証券監督管理委員会は、「關於完善系統重要性金融機構監管的指導意見（和訳：金融システム上重要な地位にある金融機関の監督改善に関する指導的意見）」を共同で発行し、体系上重要な位置にある金融機関に対して、特別な処理仕組みを設け、回復・処理計画の制定を促し、処理可能性の評価システムを展開し、体系上重要な位置にある金融機関が重大な危機に陥った際には、安全、迅速かつ効果的に処理できることを確保し、主要な業務やサービスが中断しないことを

保障する一方、「大きなゆえ倒せない」危険を防止することも注意すべきである。

2019年7月、国家発展改革委員会、中国人民銀行、財政部、および中国銀行・保険監督管理委員会は、共同で「2019年降低企業杠杆率工作要点（和訳：2019年に企業レバレッジを下げるための仕事の重心）」を発行し、市場指向で合法化されたD/Eスワップ（本訳文で、以下D/Eスワップと略する〔訳者注〕）を力強く推進し、金融資産投資会社がそこでの主役的な役割を果たせるように推進することを強調した。そして、「ゾンビ企業」債務の処理を加速し、倒産手続開始要件を満たす場合に、利害関係者がいかなる方法でも当該会社の撤退を妨げてはならないものとした。また、倒産による市場退出の関連保障メカニズムを改善し、管財人の選任制度、管財人名簿および報酬制度を最適化し、全国的な管財人協会の設立を促進する、と。

五、本年度の典型的な更生事件

本報告対象期間中、大企業の更生事件の規模であろうと小企業の更生事件の数であろうと、全国の裁判所における企業の更生事件については大きな上昇傾向を示している。以下では代表的なケースの一部を紹介する。

1、規模として最大の更生事件：渤海鋼鉄破産更生事件

渤海鋼鉄集団は、天津鋼管集団、天津鋼鉄集団、天津天鉄冶金集団と天津冶金集団との4つの国有製鉄企業によって合併された大規模な国営企業である。同グループが2010年から連結財務諸表をもって決算を行なった後、2014年にフォーチュン誌の世界ランキングで327位となり、翌年には304位に急上昇した。2015年に中国国内の鉄鋼産業が不況に陥った後、同グループに債務危機が発生した。2016年3月、同グループが190億人民円の負債を負っているといったニュースが突然に公になった。2016年4月に、天津国有資産監督管理委員会は同グループに対して分割・調整を行い、その結果天津鋼管、天津天鉄、天津冶金、天津鋼鉄との4つの企業に対して直接管理を行うとした。2018年4月末現在、天津鋼管の総資産は380億人民円、総負債は520億人民

円、純資産はマイナス 140 億人民円でした。天津鋼管が分離された後の渤鋼集団の総資産は 1,150 億人民円で総負債は 2,430 億人民円であって、すなわち資産はマイナス 1,290 億人民円であった。この計算からすると、元の渤鋼集団は約 3,000 億人民円の総負債を負い、マイナス 1,420 億人民円の純資産を持つということであり、その債務規模は衝撃的である。

2018 年 9 月 24 日に、天津市高級人民法院は渤鋼集団の更生手続開始申立てを受理すると、決定（原文は「裁定」であり、これが中国における一種の裁判である。日本の決定に相当するゆえに本訳文で「決定」とする。〔訳者注〕）を下した。注目を浴びていながら更生手続が開始された同グループは、最近の 2 年間、東北特鋼、重慶鋼鉄の次、更生手続が開始された大規模な国有の鉄鋼会社である。当該更生事件が、天津市と河北省における従属関係を持つ会社たる合計 48 社に関わる。そして、この事件が、2000 億人民円の債務、そして金融機関の債権者 105 社と関係することによって、中国最大の更生事件として認められている。

裁判所の監督の下で、この事件において、自発的、平等、誠実の原則に従い、当事者の権利と意思を十分に尊重し、市場メカニズムと法の支配と両方の手段を使用し、当事者の権益を公正かつ合理的に調整するものとされた。2019 年 1 月 30 日に、渤鋼集団を含む 48 社が第 2 回債権者集会において、更生計画案を可決しました。1 月 31 日に、天津高級人民法院と天津第二中級人民法院は、更生計画案を認可する決定した後、同計画は正式に実行段階に入った。上述の渤鋼集団の更生計画案によれば、同グループの全従業員が再就職先に就き、労働債権が全額弁済され、従業員の法的権利と利益が保障され、会社の生産と経営の安定が保たれた。同グループは、事業譲渡の方式で再生を得た。これは、債権者、戦略投資家（スポンサー）が交渉を重ねた結果でもある。

2、市場化した D / E スワップについての有益な試み：四川瀘天化更生事件と貴州水鋳私的整理事件

(1) 四川瀘天化股份有限公司更生事件

同社の前身は、1959年に成立された国有の四川瀘州ガス化学工場であった。1999年、四川省政府の承認を得た上、瀘天化（集団）股份有限責任会社が独占的に発起し、合成アンモニア、尿素などの生産的な資産をもって投資し、社会に向いて募金する方式で同社を設立した。そして、同6月3日に深セン証券取引所においてA株として上場した。近年、外部における市場環境の周期的な低迷と自身の資産と負債の不合理な構造により、同社は次第に深刻な経営上および債務上の危機に陥った。

2017年12月13日、瀘州市中級人民法院は同社の更生手続開始申立を受理した。2016年末現在、同社は約30億人民円の損失を被っており、その下で従属会社が多く債務超過に直面していた。2017年末までに、同社の金融負債は100億人民円を超え、90%以上を占めたに至った。2018年7月3日に、同社の更生計画は瀘州中級人民法院によって認可された。

この事件はさまざまな側面からみても、市場経済の規律と法の支配の原則にほぼ従っており、政府の要因による影響は少ないと言える。中国銀行の四川省支店その他の十数社の金融機関債権者は金融機関債権者委員会を成立し、それによって諸金融機関が協議し、共同で市場化と合法化の原則に基づいて更生手続を推進する基調が確立することになった。上場会社の実際の支配者が変わらないことを確保するために、他のスポンサーを大規模に導入しておらず、むしろ元の構成を維持した上に更生のための資源を発見しひいては作りあげることとした。このケースにおいて、上場会社自体を更生のための核心的な資源としてフル活用し、合法的に形成された資本蓄積ファンドを株式に転化させ、もって、負債返済と戦略的投資家の導入のための株を備えた。これに基づいて、更生債務の弁済率と更生手続の効率を大幅に上げることができて、最終的に金融債務を100%に弁済することに達成し、会社の資産負債比率が30.96%までに大幅に下げて、1株当たり純資産は0.0017人民円から約3.49人民円までに増加し、1株当たり純利益は-0.81人民円から0.22人民円までに増加した。そして、事業モデル転換と救済計画のために、関連する実施措置も策定されていた。

(2) 貴州水城鋳業集団私的整理事件

同グループは貴州省で 2 番目に大きい国有石炭生産企業であり、50 年近くの歴史を持ち、約 300 億人民円の資産と 10,000 人以上の従業員を抱えていた。2013 年以降、国内経済の低迷と石炭市場の継続的な縮減により、会社が経営難に直面している。2016 年 11 月、貴州銀行監督局と銀行業協会は、金融機関債権者委員会を率先して立ち上げ、債務者会社の困難とリスクを解消することを推進した。2018 年 12 月 24 日に、水鉦集団は、中国工商銀行投資その他の 7 社と株式譲渡契約を締結し、中国工商銀行貴州省支店などの 15 社の金融機関債権者と債務再編契約を締結した。D / E スワップは 40 億人民円にも関わった。

この事件は、市場志向の D / E スワップについての裁判外での債務再編分野における重要な試みである。金融機関債権者委員会の下で、市場経済の規律と法の支配の原則に従って、政府、銀行、および会社が協議して、包括的な D / E スワップ計画を起案した。第一には、同社は汪家寨および大湾石炭との 2 つの鉱山および関連資産をもって出資し、D / E スワップのため小会社を成立する。第二に、D / E スワップの実施機関が対象会社の株を譲り受ける。その売却代金をもって同社の債務を弁済する。そして第三には、予想されるキャッシュフロー、資金占用、担保などの状況に踏まえて、一連の調整を経て残存債務の返済を確保する。水鉦集団による相対的な株式保有と事実上の支配権を確保するという前提の下で、実施機関と他のスポンサーは、40 億人民円をもって対象会社の 73.42%の株を譲り受けた。3 年間の D / E スワップの実行期間の満了後 2 年以内に、対象会社を吸収合併するなどの再編方式で、上場会社に組み入れる。例えば、実施機関は所持する対象会社の株を上場会社の株に格上げ、その後、流通市場（での交換）を通じてそこから退出する。3+2 年以内に上場会社に組み入れられない場合、減資または支配株主合意により実施機関の持つ株を回収するものとされた。40 億人民円の D / E スワップの完了後、水鉦グループの資産負債率が 13%ぐらいに下がると同時に、中国工商銀行投資その他の 7 社の実施機関が水鉦集団と共に運命を共にし、ウインウインが実現することができる。

3、裁判外の再編と裁判上の更生と共同で推し進める：北京華都肉鶏会社 更生事件

同社は1988年に成立したが、その前身は1983年に成立した、中国で最初の大規模な現代ブロイラーメーカーである。同社の核心的な事業としては、ブロイラーの繁殖、飼育、飼料生産、ブロイラーの屠殺、食品加工、物流および流通、国内および国際販売があった。近年、ブロイラー製品市場の継続的な低迷の影響を受け、同社は数年で連続して損失を被り、財務状況が悪化し、黒字転換の可能性がなくなった結果、結局債務を返済できなくなり、事業停止を発表するに至った。2016年6月20日、北京の昌平区人民法院（以下「昌平法院」という〔訳者注〕）は、同社の倒産手続開始申立を受理する決定を下した。あの時、同社の固定資産は3億5000万人民円で、負債額は9億人民円に達した。2018年5月、昌平法院は、同社につき更生手続を開始し、同社の株を入札目標としてスポンサーを募集したとする決定を下した。2018年9月、管財人は「更生スポンサー募集告知」を発表し、同年11月に、淘宝网資産処分プラットフォームに競売手続を開始した。13回の入札と2回の延長を経て、首農股份と北郊農場は共同入札者として、債務者財産の評価額の1.7倍を超え、最低売却価額の120%を超えた9.6億円を入札価額として同社のスポンサーとなる。もって、中国国内のインターネットプラットフォームを通じてスポンサーを募集するにあたって、最高の売却代金額として記録を残した。2018年12月、昌平法院は同社の更生計画につき認可決定をした。

このケースは、裁判外の再建と裁判上の更生と共同で推し進めることに典型としての意義があると考えられる。具体的な操作は5つのステップに分けられる。（1）倒産債権の買収側が債権買収計画を公開する。倒産手続に入った際に、すでに更生手続を申し立てようとするスポンサーがいった。債権買収者（同時に意向スポンサーである）裁判所の指揮に基づいて、債権者に対して債権買収計画を公開し、債権者を安定させた。（2）債権譲渡登記と債権届出、債権調査と組み合わせる。債権譲渡に対する期待の下で、ほとんどの債権について、債権者集会で迅速に債権調査が完了した。（3）債権の買収を協議し、債権者に対して弁済をする。管財人と債権者および債権買収者が三者契約を締

結し、管財人がそこで債権金額を認否し、買い取られた債権が手続完了後に買収側の下で移転する。(4) 更生手続が開始された後、競争させる形でスポンサーを決める。債権買収側も競争入札し、最終的にスポンサーとなる。(5) スポンサーが弁済原資を提供するに代わって同社の全株を取得した。裁判外の再編と更生手続と並行して進行することを実現した。更生計画も無事に認可された。

その後、スポンサーの代表者は、スポンサーとなると決めたのは、同社に巨大な継続経営価値があり、現存の資源を整合して、黒字転換を実現できるという市場判断に基づくのである旨を表した。

4、高裁が裁判をしたはじめての実質合併更生事件：柳州正菱集団有限公司およびその関連会社 53 社の合併更生事件

柳州正菱集団は、かつて広西チワン族自治区の「トップ 100 企業」の 1 つであったが、事業が急速に拡大したために融資が追いつけなかった。2014 年初頭、同社に深刻な債務危機が発生し、訴訟相手がされることが絶えず、その資産も全部差し押さえられた。2018 年 7 月 6 日、最高人民法院の指示に基づいて、広西チワン族自治区高等人民法院は、同社につき更生手続開始の申立を受理し、同社とその関連会社 53 社の財産範囲を確認する決定もした。この事件と関係する財産が広西自治区とそれ以外の多くの地方にあり、負債総額が 340 億人民円を超え、3,940 人以上の債権者が関与しており、矛盾を解決することが困難である。裁判所の主導の下で、この事件は最終的に成功裏に終了し、237 件以上の同社と関係する訴訟事件または執行事件を事実上解決し、従業員 1917 人の労働債権と租税債権を全額弁済した。10 万人民円以下の少額債権については全額で弁済し、その他の一般債権につき、一口あたり 100,000 人民円プラスその 4%で弁済した。

このケースの典型としての意義が次の点にある。第一には、同件が中国における高級人民法院において行われた最初の関連会社の合併更生手続にかかる事件である。第二は、合併更生事件として手続期間が最も短いのである。開始申立の受理から手続終結までにはわずか 6 ヶ月 26 日にかかった。第三には、は

じめて更生手続において、決定をもって自然人 188 人の連帯保証責任を免除したのである。この事件において、債務者がその従業員の名をもって株式を持ち、架空会社の名をもって金融機関から融資を受ける結果、少なくとも 350 人が実際に借金を使用こともなくまた利益をもらうこともなく高額な連帯保証債務を負ったことが、最も問題となっていた。裁判所は、事件の処理にあたって、債権者の意思を十分に尊重した上、管財人の申立てにより、「決定」で従業員 188 人の連帯保証債務を免責するとし、彼らとその家族の生活を安定に復帰させる。

要するに、中国は倒産法制度を整備し、倒産手続の効率を向上させるために多大な努力をしてきており、顕著な結果を達成していた。これは、中国における権力者側、法律専門家、業界の人の先見の明と知恵に恵まれただけでなく、社会全体の明るい未来に対する確信、困難を乗り越える決心、リスクに耐える、困難を克服するため根性のおかげである。こうした制度を継続的に改善し、かつ裁判能力を継続的に向上させる勢いは、今後もさらに大きな可能性を解放していくと、我々は信じています。